

人と猫が幸せに暮らしていくために



◆問合先 市役所環境政策課 ☎44-3306

猫の飼い主の 皆さまへお願い

動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼育」の責務があることが動物愛護管理法に明記されています。“ペットを迎え、正しく飼い、そして見送る。”飼い主の心構え次第でペットの生涯は大きく変わります。

終生飼育をしましょう！

猫を一度飼い始めたら、最期までその命に責任を持つことが飼い主の責務です。必ず「猫の命が終えるときまで飼うことが可能である」という環境を整えましょう。

飼い主の明示をしましょう！

「飼い猫がうっかり外に出てしまい帰ってこない」という相談が寄せられることがあります。猫へのマイクロチップの装着は、改正動物愛護管理法により努力義務となっています。万が一のときに大切な猫が帰ってくる手がかりとなるため、迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の明示をしましょう。

室内飼育をしましょう！

飼い猫自身の安全のためだけでなく、迷子や繁殖で野良猫を増やさないため、また、ご近所に迷惑をかけないために、室内飼育をしましょう。

不妊去勢手術を検討しましょう！

病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあり、不妊去勢手術をすることで健康に長生きすることができると言われています。また、うっかり外に出てしまっても、予期せぬ妊娠を防止することができます。

飼い主のいない猫について

飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう！

飼い主のいない猫を見かけたとき、優しさからエサやりをすると、集まる猫によって近隣のかたが迷惑を受け、トラブルになることがあります。また、不妊去勢手術をしていないと、繁殖行動により子猫が生まれ、飼い主のいない猫がさらに増えてしまいます。

やむを得ず、飼い主のいない猫にエサを与える場合は、次のことを守りましょう！

- 近隣へ周知し、理解を得る
- 時間を決めてエサを与え、置きエサはしない
- 不妊去勢手術を行う
- トイレの設置、排せつ物の回収を行う など…



飼い主のいない猫を増やさないために…

本市では、「公益財団法人どうぶつ基金」が不妊手術、ワクチン、ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携してTNR事業を行っています。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。
*一部自己負担が発生する場合があります。
*交付には、交付条件に同意の上、申請が必要です。
*申請多数の場合は交付を受けられない場合があります。

「さくらねこ無料不妊手術事業」

飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR」を実施することで繁殖を防止し、“地域の猫”、“さくらねこ”として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

*TNR…Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットし、Return/元の場所に戻すこと。

参照：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました〈一般飼い主編〉/「飼う前も、飼ってからでも考えよう」
/猫の適正譲渡ガイドブック/住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン